

# 寄留人、間借り人、下宿人

## —近世ロンドンの住宅事情の一斑—

中　野　忠

### はじめに

現代の途上国が抱える大きな社会問題に、都市化とともに進行するスラムの問題がある。農村から大量の移民が都市に向かう一方で、住宅と雇用の提供がそれに追いつかず、人口稠密で不衛生、かつ治安の不安定な地域を都市の内部に生み出す、という問題である。イギリスもまた、近代に向かう過程のなかで、何度かこうした「都市問題」に直面した。その最初のインパクトは、16世紀から始まる首都ロンドンの膨張である。本稿は、この都市化の最初の局面における住宅問題の一端を、広く「間借り人」と呼ばれるグループに入る人々<sup>1)</sup>に焦点をあてながら、明らかにしようとするものである。間借り人について言及した研究は多数あるが、間借り人そのものを直接主題にした研究は乏しい。<sup>2)</sup>だが17世紀のロンドン住民の間で間借り人は大きな比重を占めており、間貸し・間借りの慣行は当時のロンドン社会の特徴を形成する上で無視できない役割を果たしていた。

本稿は大きく二つの部分に分かれる。(1) 節から(3) 節までは、ロンドンの拡大とその帰結をめぐる政治算術家、王権、地域社会の言説の紹介と検討がテーマとなる。スラム化とともに、ジェントリ化という側面が、首都の拡大を解釈するキーワードとして指摘される。後半の(4) 節以降は、17世紀後半の課税記録および間借り人調査を中心とした資料の紹介とその統計的分析にあてられる。間借り人の広がりと多様性の解明がその課題となる。

1) 他人（時には親族であることもあった）の「家」の部屋や一部を借りて暮らす生活様式には、様々な呼称と形態があった。本稿では、lodgerという言葉に「間借り人」という訳語をあて、他人の家に同居する寄宿人、食事の提供まで受ける下宿人、邸宅の数部屋を借りて独立の世帯を形成する借家人など、部屋を「借りて」暮らす人々すべてを含む広義の意味と、課税記録などでlodgerと記載されるものを指す狭義の意味との両方で用いる。

2) 例外的なものとして、Easter Bookを用いてラドローの事例を研究した次の文献がある。Wright, S. J., 'Sojourners and lodgers in a provincial town: the evidence from 18th-century Ludlow', *Urban History Yearbook*, 17 (1990), pp. 14–35. ここでもlodgersという言葉の多義性、同居形態の多様性が指摘されている。ロンドンに関しては、19世紀に関するものだが、特に中産階級の女性のビジネスとしての「下宿屋」について論じた次の研究がある。Kay, Alison C., 'A little enterprise of her own: lodging-house keeping and the accommodation business in nineteenth-century London', *London Journal*, 28: 2 (2003), pp. 41–53.

### (1) ロンドンの拡大をめぐる言説

ロンドンの人口は16世紀から18世紀初頭までの200年ほどの間に、5万人程度から50万人規模に膨れ上がった。16世紀から17世紀にかけて中世都市の規模を大きく超えて成長したのはロンドンだけではなかった。パリもまたこれに近いペースで拡大を遂げたし、アムステルダムをはじめとするオランダの6都市Randstadも同じような成長を遂げた。しかしパリやオランダの都市はほぼ17世紀後半にピークに達した後はしばらく成長をストップさせたのに対し、ロンドンはその後も20世紀に至るまで、止まることなく成長を続け、ヨーロッパだけでなく、世界の首都と呼んでも差し支えないほどの規模に達する。

このような急激な都市の拡大は、ローマの衰退以後、ヨーロッパが経験したことのないものであり、日々に変貌を遂げる都市ロンドンに対し、当時の人々は驚きと不安、誇りと警戒の入り混じった感情を抱いていた。ロンドンの卓越に心を奪われた人々が依拠したのは、しばしば過去・現在の他の都市との比較だった。

例えば、ジョン・ストウの後をうけて1657年にロンドンの歴史地誌『ロンディノポリス』を著わしたジェイムズ・ハウエルは、フランスやオランダの諸都市と比べる。20項目にも及ぶ比較を試みるなかで、ハウエルがあげるロンドンの優位の一つは、人口の多さである。「シティと郊外で暮らす人間の数に関していえば、ロンドンはヨーロッパのどの都市にもひけをとらない。」最近行われた調査ではパリの人口は100万に満たないが、1636年にカトリック教徒や外国人などに関する調査からすると、当時でもロンドンの法域に入る男女子供を合わせると、75万人を下らない人がいた。それ以後21年経ち、ウェストミンスターを始めとする郊外も大きく発展した。したがって、「すべて合わせると人口は150万に達するだろう」と、17世紀中頃のロンドンがパリを大きく凌ぐ都市であることを誇らしげに語るのである。<sup>3)</sup>

ハウエルの推定値はもちろん、今日支持されている数値とは大きく異なっている。しかし政治算術家のウィリアム・ペティも1687年に出版されたエッセイで、死亡表の数値を主な根拠としながら、ロンドンがフランス最大の都市、パリとルーアンを合わせたよりも大きな人口をもつことを論証する。1666年の大火では1,300戸以上が焼失した。しかしその数はこの頃のロンドンの全戸数の5分の1程度に過ぎない。ロンドンは拡大を続け、1682年には84,000戸だったが、1686年には87,000戸に増えた。これに対し、「パリとダブリンを合わせても57,000戸程度で、ロンドンとは6対9ほどにしかならない。」さらにペティはロンドンの優位についてこうも主張する。「ロンドンでは、人々はパリほどすし詰め

3) Howell, James, *Londinopolis; An Historical Discourse or Perillustration of the City of London, The Imperial Chamber, and chief Emporium of Great Britain* (London, 1657), pp. 403-404.

状態で暮らしているわけではない。もっとゆとりと自由を享受できている。」<sup>4)</sup>

ロンドンの成長、さらにそれに加えて大火後の再建は、住宅に対する大きな需要と利潤獲得のチャンスを生み出した。その利益に与ろうとする建築業者や開発業者にとっては、ロンドンの拡大はもろ手をあげて歓迎すべきことであった。内科医でありながら、大火後のロンドン復興に建築業者、開発業者として大きな役割を果たしたニコラス・バーボンは、その代表者である。<sup>5)</sup> よく知られた著書のなかで、バーボンは建築業者、企業家の立場から、ロンドンの拡大を全面的に弁護する。<sup>6)</sup> 彼によれば、「この時代の匠によって、都市ロンドンはすでにヨーロッパの首都となった。立派な家屋、多くの大きな広場Piazza、住民の豊かさからすれば、それは世界で最も大きく、最も見事に建設された、最も豊かな都市」といってよい。だが「ロンドン市民、というよりは国民全部が、年ごとに古い町に新しい町が加わっていく首都の殷賑ぶりに驚く」一方で、不安も抱いている。バーボンに言わせれば、それは「首都の偉大さを羨望し、そんなに大きくした建築業者に対して怒りを抱く人」から根拠のない誤解を吹きこまれているからだ、ということになる。

バーボンによれば、市民が恐れているのは、「新しい家の建築が古くからある家の地代を低くし商いを衰弱させ」、「倒壊しかけた古い家から逃げ出すネズミのように突然」住民が移ってしまうことであった。他方、農村のジェントルマンが新しい建築を不安視しているのは、ロンドンが人を引き寄せ、そのために農村の人口が減って、土地の借り手がいなくなってしまうことだった。どちらもロンドンの建物の増加は統治にとって有害であり、首都ロンドンは「國家の頭のようなものであり、それが体に比べて大きくなりすぎる」ことを心配しているのだ、という。<sup>7)</sup>

バーボンは古典古代の時代、あるいはアジア世界の例にまで言及して、この「誤った俗説 popular errors」を論駁していく。長い歴史の中で人間は自然増加を遂げてきており、結局のところ、ロンドンの建築の増加も、この増加の流れにしたがって住民の数が増えたことの当然の帰結であるとする。これを踏まえて、バーボンは政治算術家の手法を用いながら、年々独立する徒弟の数、ロンドンの各教区で記録される結婚数、死亡表に見られる死亡数などの数値を参照しつつ、最近の人口の増加と新築される家の数の比較を試みる。ここ25年ほどの間に増えた人口を住まわせるには、「26,000戸の家、つまり年間1,000戸以上が建てられることが必要だったが、モーガン氏の地図からわかるのは、この間に

4) Petty, William, *Two Essays in Political Arithmetick, concerning the People, Housing, Hospitals, &c. of London and Paris* (London, 1687), pp. 4–7.

5) バーボンの建築業その他の活動については、簡単には、ODNB, 'Nicholas Barbon', by R. D. Sheldon; Brett-James, Norman G., *The Growth of Stuart London* (London, 1935), pp. 324–49; McKellar, Elizabeth, *The Birth of Modern London. The Development and Design of the City 1660–1720* (Manchester, 1999) pp. 23–34, 42–46.

6) Barbon, Nicholas, *An apology for the builder, or, a discourse shewing the cause and effects of the increase of building* (London, 1682).

7) *Ibid.*, pp. 2–3.

8,000戸、つまり年々300戸も建てられていない。」要するに、借り手はいるのに、家が不足しているのである。「自由主義」経済学者として、彼は新築住宅の必要性を市場の原理から正当化する。「商売tradeをするものは、市場に商品が余っていて、すでに作られているものへの必要性がなければ、新しい必要が生じるまで、それ以上作ったり、市場に提供することはしないものだ。建築業者にとってもそれは同じことなのである。すでに建てた家を貸すことができないとわかれば、建築はやめるだろう。それを妨げる法律など必要ないのだ。」<sup>8)</sup>

バーボンは、新しい建築の供給はシティにとっても利益があると主張する。というのも、古い家屋の家賃を上昇させるからである。都市が大きくなればなるほど、家屋の価値は大きくなる。町の外れにあった古い家屋も、外れにさらに新しい建物が付け加われば、相対的に町の真ん中に近づくことになり、価値が上がる。中心部の「チープサイドやコーンヒルの家は、ショーディッチやホワイトチャペル、オールド・ストリートの家、その他の外側の家より価値が高い。しかもこれら中心から離れた家の家賃も、さらに遠くに新しい建物が加わったため、ここ数年間で上がった。例えば、[東部の] ビショップスゲイト・ストリートやマイノリースの家賃は、スピタルフィールズやシャドウェル、ラトクリフ・ハイウェイの建物が増えたために、年15、16ポンドから今や30ポンド程に上昇した。」シティの西の方では、ストランドやチャーリング・クロスの家は、ここ30年ほどは年20ポンド以上で貸されることはなかったのだが、現在年50から60ポンドもする。これもセント・ジェームズやレスター・フィールズなど近接する場所で建物がたくさん建ったからである。」しかしシティでも新しい家が増えていない側では、価値は20年前と同じである。バーボンによれば、その理由は、「家に価値があるのは、それが取引の場所に建っているからであり、新しい建物ができると、その場所は、それら新しい建物に住民が行き来するために、より大きな通り道ができるからである。」<sup>9)</sup> バーボンは一種の差額地代の議論を用いながら、不動産市場とその現実の展開について論じているのである。

さらにバーボンは、建物が増えることはシティだけでなく、一国全体の経済や統治にとっても利益があると論じ、頭が「体に比べて大きくなり過ぎることを恐れる」ジェントルマンに対して、内科医らしい比喩を用いて論駁する。頭ではなくて心臓だと考えるほうが良い。「心臓なら大きくなりすぎることを心配するに及ばない。心臓が体にとって大きくなり過ぎるような病気について、私は聞いたことがないからだ。」<sup>10)</sup>

バーボンが新しい建物や住宅の増加のために弁護の論陣をはらなければならなかつたのは、建築業者としての利益からばかりでなく、より具体的な理由からだった。ロンドンの

---

8) *Ibid.*, pp. 19–20.

9) *Ibid.*, pp. 20–22.

10) *Ibid.*, p. 31.

拡大に対する恐れや反対は、王権や政府の政策のなかにも表現されていたからである。直接にはバーボンはエリザベス女王時代の法について触れている。この法はロンドン市での建築を禁ずるもので、次の議会の会期までの試行的なものだったが、「その影響は長く続いた。この法によって建築業者は恐れをなし、シティの成長は妨げられたからである。その後、30年間というもの、国王の許可がなければいっさい建築できないことになった。」<sup>11)</sup>

巨大都市ロンドンは、強い抵抗のなかで出現してきたのである。次にこの王権の側の対応についてみてみることにしよう。

## (2) 王権の対応—スラム化とジェントリ化

王権は首都の繁栄を誇る一方で、その過度の拡張に対しては、16世紀後半には警戒の念を強めていった。1580年からは明確に国王布告 Royal Proclamation のかたちで、ロンドンの膨張を抑える政策がとられるようになる。<sup>12)</sup>

それは人口増加の受け皿となる住宅の建築を制限する政策として実現された。こうした布告は、エリザベス統治下では2回、ジェイムズ1世の時代には実際に12回、チャールズ1世の時代にも2回発布された。<sup>13)</sup> 1580年7月7日に発せられた最初の布告「新しい建築と家の細分割の禁止 Prohibiting building or subdividing of houses」は、これを発布するに至った経緯と理由を次のように説明する。<sup>14)</sup> 最初に指摘されるのは、ロンドンとその郊外に住む人間が日ごとに増えているため様々な不便や弊害が生じてきており、これまで通りの法のもとで統治するのは難しくなっている、ということである。近年の人口増加に対応するには、新しい司法管区と役人をもっと増やすような工夫がなければ不可能だ。さらに必要なのは、適正な価格で飲み物、食べ物などの生活上の必要品が提供され、人々の健康（安寧 health）が護持されることである。人口の増加はこれを脅かすような事態を生みだしてきているが、布告のタイトルに明記されているように、その一つは家屋の細分

11) *Ibid.*, p. 28.

12) ロンドンの拡大に対する王権の対応については、次の文献がいぜんとして最も包括的である。Brett-James, N. G., *The Growth of Stuart London* (London, 1935), esp. chaps. 3, 4, 12. 布告と建築制限については他にも多くの研究がある。Barnes, Thomas G., 'The prerogative and environmental control of London building in the early seventeenth century: the lost opportunity', *California Law Review*, 58 (1971), pp. 1332–1363; Stone, Lawrence, 'The residential development of the west end of London in the seventeenth century', In Malament, B. C. (ed.), *After the Reformation: essays in honor of J. H. Hexter* (Manchester, 1980), pp. 167–212; Smuts, Robert Malcolm, 'The court and its neighborhood: royal policy and urban growth in the early Stuart West End', *Journal of British Studies*, 30: 2 (1991), pp. 117–49; Baer, William, 'Housing the poor and mechanic class in seventeenth-century London', *London Journal*, 25: 2 (2000), pp. 13–39.

13) Barnes, *op. cit.*, p. 1345; Youngs, F. A., *The Proclamations of the Tudor Queens* (Cambridge, 1976), pp. 170–74.

14) Hughes, P. L. and Larkin, J. F. (eds.), *Tudor Royal Proclamations* (New Haven & London, 1969), II, pp. 466–68.

であり、その結果たる疫病の流行である。膨大な数の人々が小さな部屋に住むようになっている。彼らの大部分は「貧民で、物乞いかそれ以下の手段で暮らしをたてており、一軒の家、または小さな住宅tenement<sup>15)</sup>に子供や奉公人をもつ多くの家族が一緒にすし詰めになって住んでいる。」もしベストその他の伝染病がこれらの人々の間で発生すれば、シティとその周辺に広がるばかりか、全国に拡散し、王国全体にとって重大な危険となる、というのが王権の恐れた事態だった。

これに対処するため、1580年の布告では、「国王顧問団やロンドンの市長・市参事会員、およびシティ内外の賢人の意見」を汲んで、今後、いかなる身分のものも、市門から3マイルの範囲内で、以前に家がなかった場所に居住ないし賃貸の目的で新しい家を建ててはならないこと、これまでの住宅には1家族しか住んではならないことが宣告された。この命令の実施には、ロンドン市長およびこの件に関し権限をもつすべての役人、さらにシティの法域に入らない特権区libertiesのすべての治安判事、領主、執行吏などがあたり、違反するものは投獄され、建設に用いられた資材等は差し押さえられて、「シティまたは当該教区の公共目的のために」用いるものとされた。「通常、寄留人inmateとか又借り人undersitterと呼ばれている同居者indwellers」については、次の諸聖人の祝日までに、それらの人々が「空き家が多く衰退している由緒ある都市や町」など王国内の他の場所に移れるように、市長その他の役人が通常の裁判所などで迅速に対処するよう命じている。その上、必要があれば、枢密院に訴えるべきとされた。

粗末な住居の増加はロンドンだけの問題ではなかった。1589年には、「王国内の各地で日ごとに増加するおびただしい数の小屋の建設」によって生じた不便を回避するために、「小屋の建設および維持を禁ずる法 An Act against erecting and maintaining of Cottages」が制定されている。ロンドンや都市だけを対象とするものではなかったが、この法でも布告と同様に、寄留人や複数家族を住まわせた家主は、リート裁判所の領主により10シリングの科料が課されるとされている。<sup>16)</sup>

しかし寄留人や家屋の分割の問題がどこよりも深刻だったのは、ロンドンだった。最初の布告以後も、同様の布告が繰り返し発せられる。エリザベス朝の末年1602年には、1580年のものをさらに詳細に規定した布告が出された。例えば、「シティとウェストミンスター、およびその周囲3マイル以内」で宅地として利用されていなかった場所に新築された家屋は、「治安判事の検分」のもとに不正であると判断されれば、取り壊すこと、建物に用いられた木材は「売却され、その教区の貧民の救済にあてられる」こと、家または住宅を複数の住居dwellingに分割しないで、一つの家に保つこと、過去10年間以内に分

---

15) 貧困者が住む住宅にも様々な種類があった。テネメントは木造のshanty, shed, lean-toなどと呼ばれる最低の掘立て小屋より少しましな安い住宅を指すとされる。詳しくは、Baer, *op. cit.*, pp. 21–24.

16) 31 Eliz. c. 7, *The Statutes of the Realm*, VI, pp. 804–5.

割された住宅地に関しては、生涯権、もしくは借家期限が残っていないければ、寄留人は立ち退かせ、代わりの借家人を入れないこと、ここ7年ほどの間に建てられ、借家人のいない家屋、借家、建物は、「教区委員と牧師が治安判事の了承のもとに、家が不足している教区の貧民」のために利用することを家主が同意しないかぎり、貸してはならないこと、などである。<sup>17)</sup> 新築家屋の禁止、間借り人の制限、違法家屋の取り壊し、違反者の投獄という極めて厳しい内容をもつものであり、以後の布告もほぼこれを踏襲するかたちをとった。その執行には枢密院とそのもとに組織された建築委員会があたることになった。<sup>18)</sup>

1607年の布告でも、「新しい建物が次々と追加され、ほとんどすべての部屋が寄留人や同居人（および質の悪い階層の人々）でいっぱいになった家がひしめき、人数があまりにも増えたために、これまでの役人や管轄権では治まらなくなり、食料品価格も著しく上がり、国王の愛する臣民の健康も……危険に曝され」でいると警告し、さらに、ロンドン以外の町の「人口が減り、取引も衰退する」という問題が起こっていることが指摘される。<sup>19)</sup> その一方、新しい建物がロンドンとその周辺で増加し、「養うことも健康を守ることも統治することもできないほどの人々、とりわけ下層の人々 meaner sort を引き寄せている。そのため食糧の不足、疫病の感染、数々の騒動が起きている」と訴える（1608年）。<sup>20)</sup>

新しい住宅の建設や既存の建物の分割、それによる大量の貧しい移入民や寄留人の増加は、現代の言葉でいえば、都市の「スラム化」が進むことを意味した。統治者にとって、それを恐れる十分な理由があった。治安の乱れ、食料不足と価格の上昇もさることながら、最も深刻な脅威は疫病の流行だった。新築や分割を禁ずるこれら初期の布告の目的は、何よりもまず、スラム化によって高まったこの危険性を回避することにあった。

だが布告による警告にもかかわらず、その脅威は現実のものとなった。1580年以降にも1665年の大疫病までに、ロンドンは1593年、1603年、1625年、1636年と、少なくとも4回のペストの流行を経験する。しかも布告が恐れるように、しだいに中心部よりも、貧しい新住民が集中したと思われる周縁部の地域が、より大きな疫病の被害を受けるようになった。<sup>21)</sup> 布告のなかには、「おびただしい数の怠惰で貧しく放埒で危険な輩が密集し……その多くがシティや郊外の小さく狭い部屋で難儀していること」が「深刻な疫病の死亡増加の主たる要因の一つ」だとする1603年9月の布告のように、疫病流行に直接対応するために出されたと思われるものもある。<sup>22)</sup>

建築や間借り人を制限する命令は繰り返し発せられるが、違反行為とそれに対する苦情

17) *Tudor Royal Proclamation*, III, pp. 245–48.

18) Brett-James, *op. cit.*; Barnes, *op. cit.*; Smuts, *op. cit.*, p. 120.

19) Hughes, P. L. and Larkin, J. F. (eds.), *Stuart Royal Proclamations* (Oxford, 1973), I, pp. 171–72.

20) *Ibid.*, p. 193.

21) Slack, P., *The Impact of Plague in Tudor and Stuart England* (London etc., 1985), chap. 6. 中野忠『イギリス近世都市の展開』(創文社、1995年)、第3章も見よ。

22) *Stuart Royal Proclamation*, I, pp. 47–48.

は絶えることがなかった。1614年10月、枢密院は市長と市参事会員に宛てた手紙で、国王は家の新築や分割の増加に対してより積極的な措置を取る意図があることを告げ、布告に反する新築の家の数、建設業者の名前、所有者と借家人、家賃、分割された家とその所有者、借家人、どこかの家にこっそり住みついている「寄宿人」の数、彼らを最初に受け入れた者の名前、その家の所有者と借家人などを、翌月までに知らせるよう要求している。<sup>23)</sup>

1580年の布告の文言にも見られるように、布告には当初から、疫病流行への危惧と並んで、救貧問題に対する対策という側面があった。それは時代とともにより具体的になつていいったように見える。1636年に布告の意図をより効果的に実現すべく発せられた星室庁の命令から、それを読み取ることができる。<sup>24)</sup> 家を細分して「物乞いその他非合法な方法や教区の救済や義捐により暮らす」「寄宿人その他の邪悪な住人」が集まるのは、そうした貧民から地代や家賃をとって収入を増やそうとする地主や家主がいるからだが、そのツケは結局、救済の責を担う教区に回されることになる。したがって地主や家主は、教区が負担した分を教区の貧民監督役に返済するよう命じているのである。

布告も繰り返し違反が起こる理由について言及するなかで、住宅を供給する側への非難の言葉を投げかける。禁止にもかかわらず住宅が増え続けるのは、「自分の利益だけを考え、王国の公的な利益 the common good and public profit of the realm を顧みない貪欲な人」がいるからであり（1602年）、違法建築から「利得と私的な利益を得ようとする強欲」がはびこっているからだ、と指摘する（1608年）。<sup>25)</sup> 王権が建築制限に乗り出す表向きの理由には、このように、拡大する不動産市場で最大限の利益を上げようとする民間業者の私的利害の横暴に対して、公共の福祉を守ることがあげられている。N. バーボンが自らを弁護しなければならない理由は十分あったのだ。布告を実行すべき役職者、担当者が、本来の義務を十分果たしていないこともまた、違法建築の多さの理由として指摘されている。

布告の内容はすべて同一というわけではなく、具体的な内容や強調点には、状況や王室の関心の変化などを反映して違いがあった。例えば、適用される範囲も市壁や市門あるいはウェストミンスターから2マイルの場合もあれば4マイルの場合もあり、一定していたのではない。とくに注目すべきは、時代が下るにつれ、王権による建築制限には、人口増加やスラム化対策とは別の要素が加わるようになった点である。その一つが建築資材の規制である。疫病と並んで住宅の密集がもたらすもう一つの危険には、火災があった。レンガや石の使用はこれに対する措置の一つであり、17世紀の布告では、その使用義務が重要

23) *Analytical Index to the Series of Records as the Remembrancia* (London, 1878), pp. 46–47.

24) *A decree of Starre-Chamber: concerning inmates, and diuided tenements in London or three miles about* (London, 1636), n.p. [EEBO].

25) *Stuart Royal Proclamation*, III, p. 193.

な項目となってくる。しかしそこには防火対策以外の別の理由もあった。一つは木材不足である。1605年の布告によれば、木材は船を建造するために欠くことができない資源であるが、新しい建物がブナその他の木材を用いて次々と建てられているため、不足をきたす恐れがある。そのため、不必要な消費をおさえ「木材を保全する」することが、レンガを建材として用いる理由としてあげられている。シティと1マイル以内の郊外での新しい家屋の建築は禁止されるなかで、壁と窓、および前面部がすべてレンガと石で作られたものは例外とされた。<sup>26)</sup>

その後の布告では、レンガの材料、加工方法、価格、品質などに關しても規定が盛り込まれただけでなく、建物の高さ、壁面の厚さ、天井の高さ、張り出し、窓の形、通気性など、増改築される建物そのものの構造にも細かい規定が設けられるようになった。<sup>27)</sup> しかもそうした規制が必要とされる理由には、防火や過密の緩和という実用的な目的だけでなく、都市の外観に対する配慮もあった。1605年の布告ですでに、通りに面した前面部は、すべての面で統一のある秩序と形、「統一性 uniformitie」をもつようを作ることが求められている。<sup>28)</sup>

住宅の新增築にあたっての建築基準や美的な要素は、しだいに木材の保存よりもむしろ強調されるようになっていく。例えば1622年の布告では次のように述べられる。レンガの使用は「シティとその近辺の場所を美化する beautify and adorning ことに」貢献する。短い期間にレンガでの建築は進んだが、その外見の美しさは、「外国の大使にもおおいに賞賛される」ものだった。<sup>29)</sup> チャールズ1世の時代になると、寄留人の存在が下層の輩を増やす要因だとしてこれを排除することをうたいながらも、違法建築の取り壊しよりもむしろ、レンガ利用の強制の方が前面に現れる。レンガは木材よりも火災の危険が少なく、しかも「シティに誇りを、通りにも恩恵と美をもたらす」ものだからであり、それによって「露地や裏小路の掘立小屋や粗末な住居」がなくなつて疫病流行の危険が減ることになる。<sup>30)</sup> これらの文言にも見られるように、調和の取れた美的な建築物への関心には、ロンドンが王宮や議会に近く、外国人の目にも触れやすいという特別の事情が働いていた。首都ロンドンはただ大勢の人々が集まり住む大都市であるだけではなかった。ペティの考察からも窺われるよう、ロンドンは王国の首都であり、大陸の都市や外国人の目にどのように映るかは国家の威信に変わる問題である以上、外観も考慮した至上都市 imperial city でなければならなかつたのだ。これには建築委員会の委員も務めたイニゴ・ジョーンズ Inigo Jones の影響もあるといわれる。<sup>31)</sup>

26) *Ibid.*, pp. 111–12.

27) *Ibid.*, pp. 268, 486–88, 559–60.

28) *Ibid.*, p. 112.

29) *Ibid.*, p. 558.

30) *Stuart Royal Proclamation*, II, p. 25.

31) Barnes, *op. cit.*, pp. 1342–43, 1349.

1630年に、期待した効果が上がっていないとして発布された内乱期以前の最後の長文の布告も、疫病流行の回避を目的にあげつつも、その文言の多くの部分はレンガの価格・品質・供給や建物の規格に関して割かれ、力点は建築・分割の制限や禁止よりもむしろ規制、建物の美化と統一にあったように見える。この布告はその末尾で次のように宣言する。「これらの条項が守られれば、建物には統一が生まれ、シティに大いなる栄誉をもたらし、またシティの通りにも近郊の町にも、優雅さと美しさを加えるだろう。レンガと石で作られた建物は〔以前のものに比べて〕耐久性があり、火災の危険や発生も少ない。さらにあらゆる種類の家がこの秩序に従い、本布告の命令に従って寄留人 Inmates and Undersitters が立ち退けば、脇道や裏道のたくさんの小屋、納屋などの粗末な住居は撤去され、それによってシティや郊外、周辺地域はより安全となり、病気や感染の危険も少なくなるのである。」<sup>32)</sup> 寄留人の排除の目的は、疫病の回避よりもむしろ、美観の維持にあるといってよい。

新規建築はすべて禁止されたわけではなく、既存の宅地での建設や、一定の条件を満たして認可を得た建築は可能だった。複数の布告の間の規定の矛盾や曖昧さが、不法建築に対する禁止措置の執行の障害になることもあった。また罰金または示談金を支払えば、建築を続行することができる場合もあった。示談金は時には1,000ポンドを超えることもあった。1638年から40年までに星法院で訴追された450人が支払った示談金は、およそ3万ポンドにも達したとの推定もある。<sup>33)</sup> チャールズ1世にとって、この収入はけっして小さなものではなかった。住宅建設に対する政策は、人口増加への対応という本来の目的からしだいに離れ、王室の貴重な収入源としても利用されるようになったのである。<sup>34)</sup>

王室の建築規制も効果は薄かった。1635年に行われたウェストエンドのコヴェント・ガーデン周辺504軒の住宅調査でも、レンガの建物は151軒だけで、256軒は木造家屋だった。ファッショナブルなこの地域にも年3ポンドも満たない家賃で借りられる住宅が108戸もあり、調査された住宅の85%は、年間家賃が25ポンド以下だった。<sup>35)</sup> さらに1637年に行われた建物の分割と多数居住 multiple occupancy に関する政府の調査では、市壁近くのシルバー・ストリートでは、10の部屋のある1軒の家が10人の家族により占拠され、その家族が間借り人を置いていた。またもう1軒には、11組の夫婦、7人の寡婦、8人の独身の男女が住んでいた。<sup>36)</sup>

王政復古直後の1661年にも、内乱期以前のものを踏襲した布告が出される。<sup>37)</sup> だが

32) *Stuart Royal Proclamation*, II, pp. 280–287.

33) Barnes, *op. cit.*, pp. 1354–55.

34) Barnes, *Ibid.* は、星法院での訴追を詳細に検討している。

35) Smuts, *op. cit.*, pp. 136–140.

36) Harding, Vanessa, 'Space, property, and propriety in urban England', *Journal of Interdisciplinary History*, 32:4 (2002), p. 567; do., 'City, capital, and metropolis: the changing shape of seventeenth London', In Merritt (ed.), *op. cit.*, pp. 124–25; Baer, *op. cit.*, p. 20.

1666年の大火は、家の建設の禁止から規制へと変わりつつあった政府の方針を押し進める決定的な契機となった。新しい建築を禁止する以前に、焼け野原となったシティを再建せねばならなかったからである。その方向を定める1666年および1670年に制定された二つの法（18 & 19 Car. II. c. 8 および 22 Car. II. c. 11）には、内乱期以前の布告で規定された建築規制が生かされることになった。<sup>38)</sup> それ以後、特定のケースを除いて、王権が新築や住居の細分に関して直接禁止措置を講ずることはなくなった。<sup>39)</sup>

結局、王権の度重なる介入にもかかわらず、住宅地の拡大も住宅の細分も、阻止することは不可能であり、布告の力点も建物の規制の方に傾いていった。とはいえ、これらの問題そのものが消滅してしまったわけではなかった。N. バーボンが言及しているように、王政復古後も布告の影響は及んでいたし、住居の細分、貧民の密集、それに伴う疫病流行や環境悪化の問題は、解消されることはなかった。<sup>40)</sup> 王権の介入の真の意図がどこにあるにせよ、寄留人、間借り人の存在、それらを住まわせるための家屋の分割、「スラム化」は、常にロンドンの人口増加のもたらす最も重大な弊害の一つとみなされていた。彼らの多くは「下層の輩」、救貧の対象となる貧民からなっていた。それを排除することこそが、ロンドンの安定を保証する要件の一つだと考えられていたのである。

だがその一方で、貧民人口の増加に対する危惧とは対照的に、同じロンドンの人口増加に関わるものでありながら、もう一つ別の、正反対の問題に対処するための布告があったことも強調しておかねばならない。1603年に発布された「ジェントルマンに宮廷とシティを去ることを命ずる布告」がそれである。<sup>41)</sup> 貴族、ジェントルマン、その他の人々が宮廷に出仕し、国王への愛を示すのは大変望ましいことだが、副統監とか民兵委員、治安委員などの地方の役職を務める有力なジェントルマンが家族と一緒に多数地方から出払ってしまうため、その職務の引き受け手がなくなった。また貧しい階層の人々を救済するホスピタリティもすっかり衰えてしまった。この不便を糺すために、これら地方のジェントルマンは、宮廷での出仕や議会の会期が終わったら、私的な目的のために首都に滞在するの

37) *A Proclamation Concerning Building, in, and about London and Westminster* (n.p., 1661) [EEBO].

38) *The Statutes of the Realm*, vol. V, esp. pp. 603–605, 611–612. 大火災以後のロンドンの再建に関する研究は多数あるが、比較的最近でも次のような成果がある。Porter, Stephen, *The Great Fire of London* (Stroud: Sutton, 1996); Wall, Cynthia, *The Literary and Cultural Spaces of Restoration London* (Cambridge, 1998); Cooper, Michael, 'A More Beautiful City'. *Robert Hooke and the Rebuilding of London after Great Fire* (Stroud: Sutton, 2003). 日本語では、見市雅俊『ロンドン：炎が生んだ世界都市：大火・ペスト・反カソリック』(講談社、1999年)などを見よ。

39) 1671年にも、ソホー近辺の郊外で小さく粗末な住宅が建てられ、多数の貧民が流れこみ、そのため大気が汚染されるなどの迷惑が教区民や王宮に及んでいるとして、これらの地域での建物の新築が禁じられた。 *A Proclamation against New-Buildings* (n.p., 1671) [EEBO]. Cf. McKellar, *op. cit.*, pp. 26–27.

40) Brett-James, *op. cit.*, pp. 304–307. しかし実際には、人口過密の問題は布告が訴えるほど深刻なものではなかったとの指摘もある。Power, M. J., 'East London housing in the seventeenth century', In P. Clark and P. Slack (eds.), *Crisis and Order in English Towns 1500–1700* (London, 1972), pp. 257–58; Baer, *op. cit.*, p. 20.

41) *Stuart Royal Proclamation*, I, pp. 21–22.

をやめて、それぞれの地方に帰還するよう命ずるものであった。1626年にも、1627年、1632年にも同様な布告が出された。すなわち、地位や権威のある多くの人々が地方からいなくなり、その代わり都市、とりわけロンドンとウェストミンスターには住民が溢れかえっている、そのため「以前にはこの国の誇りであったホスピタリティと良き家政の維持 good house-keeping が著しく衰え」てしまった。これを是正するために、地方の役職を担う有力者やジェントルマンは、家族や奉公人とともに、自分の屋敷のある地方に帰り、ホスピタリティを保つことを命じている。<sup>42)</sup> 王政復古期以前には、ロンドンに住居をもつジェントルマンは実際にはそれほど多くなかったともいわれる。だが1632年に行われた調査でも、この布告に反してロンドンに住むものは、貴族37人、男爵・騎士147人、ジェントルマン130人にのぼった。<sup>43)</sup> 首都の楽しみや贅沢に親しんで長期に滞在し、そのために地方の統治が疎かになっていく。<sup>44)</sup> バーボンが言及する、頭が異常に肥大して身体がやせ細るとの比喩は、この状況を指していたのである。

ロンドンの人口増大を招いたのは、貧民の流入ばかりではなかった。人口増加に対する王権の危惧には、スラム化とは対照的な、このような首都の「ジェントリ化 gentrification」とでも呼べる側面もあった。国王布告に見られる首都の「美化」への傾斜は、逆説的だが、このジェントリ化への、王権の側からの対応でもあったともいえる。

### (3) 地域の対応—区審問での告発

布告によれば、命令が順調に実施されない理由の一つには、市長や市参事会員、さらにその下の役人たちの消極的な態度があげられている。しかし地域行政の末端に位置する区も、人口増加の直接・間接の弊害に無関心ではありえなかった。それは中世以来の区の重要な機能と密接に関連していたからである。

区内の住民の苦情や問題は、市参事会員や市会員の主催する審問集会 ward mote inquest に持ち込まれた。15世紀、この集会で告発される問題を列挙した「審問条項」によれば、防火、清掃、ごみ処理などの問題や各種の生活妨害と並んで、区内の住民の掌握、不審者のチェックが区集会の重要な役割の一つであったことがわかる。<sup>45)</sup> 16世紀以降

42) A Proclamation commanding repaire of Noblemen, Knights, and Gentlemen of qualitie, unto their Mansion Houses in the Countrey, there to attend their services and keepe Hospitalitie (1626, 1627); *Stuart Royal Proclamation*, II, pp. 112–13, 170–72, 350–53.

43) Stone, *op. cit.*, pp. 175–76; Smuts, *op. cit.*, pp. 121–24.

44) ロンドンの吸引力により「すっかり空洞化した農村を見るとき、眞のイギリス人なら強い憐憫と憂慮を禁じえない」とは、同時代人の嘆きだった。Gentleman in London, *The Country Gentleman's Vade Mecum: or His Companion for the Town* (London, 1699) [EEBO], pp. 6–7; Brett-James, *op. cit.*, pp. 309–310.

45) J. Carpenter, J. & Whittington, R., (compiled), *Liber Albus: The White Book of the City of London*, translated by H. T. Riley (London, 1856), pp. 32–34, 226–28.

もこうした区の審問は継続して行われ、そのための審問項目を列挙したパンフレットも発行されるようになった。17世紀初頭の審問条項では、区内の治安や衛生、道徳の統制などをめぐる問題とともに、宿屋での宿泊者、間借り人・逗留者 *lodgers・sojourners* の届け出、新来者の調査、さらには区内の住人の名簿の作成さえも求められている。<sup>46)</sup>

区内の住人の調査には、様々な起源と要素があった。一つは、ノルマン征服頃からの成人男子自由人による相互保証に起源するとされる十人組検査制度 *view of frankpledge* である。その限りで、隣人査察の起源は古く、からずしも都市だけの慣行でもなかった。<sup>47)</sup> もう一つの要素は、都市固有の制度であるフリーメンと営業権に関わる問題である。<sup>48)</sup> さらに浮浪者の取り締まりや救貧、夜警や叫喚追跡などの治安維持、酒類販売の免許なども、区が伝統的に担ってきた責務であった。こうした中世以来の伝統を考えれば、区の組織が貧しい移入民や新来者に目を光らすことは、特別のことではなかったといえる。

17世紀以前の審問記録が残存している区は少ないが、一環して最も古い記録が残る聖ダンスタン・イン・ザ・ウェスト区（教区）（以下、聖ダンスタン区と略記）<sup>49)</sup> では、最初の国王布告に先立つ1571年から3年間、次のような告発がなされている。

テンプル・バー近くの大通に住む借家人を告訴する。この借家は金匠のジョン・ランデルが保有していたが、現在、ジェイムズ・スレープにより幾つかの部屋 *chambers* に分割され、ジェントルマンたちに間貸しされている。この借家の扉は一晩中開いており、浮浪者や物乞いが出入りするために、近隣の住民の生活が妨害され、危険である。<sup>50)</sup>

聖ダンスタン区は、発展の途上にあるウェストエンドやウェストミンスターに近い市壁外の教区である。法学院が近辺に位置し、法律家や法学生の集まる場所でもあった。間借りした「ジェントルメン」は、これら法律家やその卵たちであったとも推定される。しかしこの告発の理由は、国王布告が恐れたような疫病流行ではなく、生活妨害である。布告で用いられている不法な滞在者というニュアンスをもった「寄留人 *inmates*」という言葉も、ここでは使われていない。それが表れるのは1600年前後からである。<sup>51)</sup> 1599年から1602年にかけての聖ダンスタン区の審問には、フリーメンでないよそ者でありながら営業を行う仕立て屋や飲食店主、不審な男女が出入りし売春宿の疑いのある家に住む仕立て

46) 詳しくは次を見よ。中野忠「近世ロンドンの行政区をめぐる一資料—区審問条項—」『早稲田社会科学総合研究』5巻、2号（2004年）、53–63ページ。

47) 中野忠「前工業化ヨーロッパの都市と農村」（成文堂、2000年）、68–77ページを参照せよ。

48) 詳しくは次を見よ。中野忠「王政復古期のロンドン市民—市民登録簿1668・69年をてがかりに—」都市農村共同体研究会ほか編『イギリス都市史研究』（日本経済評論社、2004年）、65–69ページ。

49) 正確には、ファーリンドン外区の一部をなす街区 *precinct*、またこの街区は聖ダンスタン教会の1教区でもあった。

50) GL, MS. 3018.1, fol. 23v, 25, 26v.

51) アーチャーは、寄宿人に対する告発が活発になるのは、1570／80年代からだとしている。しかしそれは教区の資料に依拠した指摘である。Archer, I. W., *The Pursuit of Stability. Social Relations in Elizabethan London* (Oxford, 1991), pp. 184–85, 219.

屋などに対する告発と並んで、別の家族に又貸ししている数人の間借り人、さらに次のような教区の負担となる間借り人や寄留人に対する告発が見られる。

この3か月ほどの間に来てラム・レーンに住みついた食料品店を営むマーガレット・ヒッピイを告発する。彼女はフランス人のサイモン某とその妻および二人の子供を家に間借りさせているが、彼らは教区とシティの負担になる恐れがある。(1600年)

1602年には次のような「寄留人」の告発が続けて8件もある。

モーゼス・レオナードはオーグスティン・ジョンズとその妻を他に住居をもたない寄留人として自分の家に置いている……／ ウィリアム・プラットは若い男性を寄留人として間借りさせているだけでなく、そこに近所の奉公人が夜な夜な集まり、カードやサイコロに興じて大騒ぎをし、近隣に迷惑を及ぼしている。／ クラウン・コートに住んでいるリチャード・フォックスは、蹄鉄工の妻と家族を寄留人として間借りさせている。彼らは非常に貧乏である。<sup>52)</sup>

これらの間借り人や寄留人を告発する例でも、理由としては疫病や不衛生ではなく、騒音や救貧対策が問題となっている。しかしやがて次のような、布告で警告されている「スラム化」を窺わせる告発がなされるようになる。

ナイトのジョン・パーカー卿の家は14の別々の住宅tenements or habitationsに分割され、現在それぞれリチャード・スマス、家長グレイ……女主人リークらが保有ないし賃借している……これらの人々はその住居に入るのに家族ともども一つの階段を利用し、しかも処理する場所がないため、汚物が樋や窓から流れ、しばしば通行人の頭や衣服の上に落ちてきて、大きな迷惑を及ぼしている。(1610年)<sup>53)</sup>

フューター・レーン近くの2部屋と粗末な屋根裏部屋のある小さな家に住んでいるシルヴェスター・グレースなるものは……そのうちの1部屋をウィリアム・プレストンなるものに貸している。プレストンは妻とともにその部屋の高いベッドに寝、さらにセイラ・アイヴィという寡婦を住まわせて下のベッドで寝させている。シルヴェスターは自分の兄弟にも間貸ししている。……プレストンと寡婦はこの家の寄留人である……(1613年)<sup>54)</sup>

寄留人、家の分割、間貸し、あるいはそれに随伴する衛生問題や生活妨害に対する告発は、新来者、よそ者に対する告発と並べて、1610年、20年代の審問記録にとくに頻繁に表れる。例えば、1616年から18年にかけては次のような告発がある。<sup>55)</sup>

寡婦のカーター、エドワード・ドレイパー、ジョン・メイナード、その他の人々は、コッ

52) GL, MS. 3018.1, fols. 68-9, 74-74v.

53) GL, MS. 3018.1, fol. 87.

54) GL, MS. 3018.1, fol. 92.

55) GL, MS. 3018.1, fols. 97, 99, 100, 101.

ク&キー・アリイと呼ばれる路地にあるいくつかの小さな住居tenementに住んでいるが、それぞれの住居に便所house of officeがなく、そのため排泄物を通りに捨て、大通りの通行人に迷惑を及ぼしている。(1616年)／エドワード・ダラム……その他の人々は、エスクワイアのウイリアム・トットヒルの借家人でフェター・レーンの聖ダンスタン・ホールと呼ばれる共同住宅に住んでいるが、あいかわらず排泄物を通りに捨てるために、すべての通行人や近隣の多くの人に迷惑を及ぼしている。以前にも告発されたが、改善されていない。(1616年)／サージェント・イン近くのチャンセリー・レーンに住む寡婦のホロウェイは、夫が死亡したのに自分の店で公然と商売をしている。彼女はフリーメンではないし、フリーメンの妻でもない。(1617年)／仕立て屋のロジャー某はフリート・ストリートにある古い住宅messuageを取り壊し、家を建てた。この家は最近ポギット某氏の住居となっているが、その一部はジョン・フォアマン、一部はトマス・ドップマン、一部はC. クリスマス婦人とその一家、一部はジョン・ガワーの妻とその子供、一部はリチャード・バリマン一家、一部はロバート・ラングレイとその妻子が住んでいる。以前も告発されたが、改善されていない。(1617年、1618年)／フェッター・レーンに住むパン屋のウイリアム・ウォーカーは、自分の家にエドワード・ジョーンズとその妻、ウイリアム・パルマーとその妻、ロジャー・ニューマンとその妻を寄留人として受け入れている。(1617年)

16世紀からの審問記録が残されているもう一つの区は、コーンヒル区である。聖ダンスタン区とは異なって、中世以来、シティの中心部に位置していたこの区でも、「アンソニイ・レイノルズは寄留人を受け入れている」(1606年)とか「トマス・パルマーは自分の家をいくつかの住居に分割している」(1609年)とかの告発が見られるようになるのは、17世紀初めからである。1618年から20年にかけては、布告を受けて、次のような告発がなされている。

ジョン・ノディングは彼の店や奥の部屋で不法な飲み屋を開いている、また国王の法と布告に反して、自分の住宅に寄留人を住まわせている。／ジョン・パスモアはハープ・アリイにある自分の住宅を分割し、貧しい多くの寄留人を不法に住まわせ……多くの家族が小さな部屋で暮らしており……伝染病が発生し広がる危険性がある……(1618年)<sup>56)</sup>

神学博士のジョン・チャルダリイおよび彼と関わりをもつその他の人々は、トマス・パルマーから譲渡されたハープ・アリイの住居で、多数の家族を寄留人inmates and under settersとして小さな部屋に住まわせている。彼らは劣悪な環境でひどい暮らしをしており、伝染病が発生して広がり、シティに大きな被害をもたらす危険性が非常に高い。〔世帯主が亡くなると彼らの〕貧しい寡婦や子供は慈善に委ねられることになり、教区やシティの負担となること度々である。(1619年、1620年)<sup>57)</sup>

最後の例では、スラム化のもたらす危機として、環境悪化や伝染病とともに、救貧の問

56) GL, MS. 4069/1, fol. 145v.

57) GL, MS. 4069/1, fols. 149-152.

題があげられている。さらに「神学者」の回りに集まる人々には、宗教上の疑惑も向けられていた可能性もある。1620年代になると、次のような「寄留人」の告発が毎年のように見られる。

寡婦ハウレットは自分の家に寄留人をおき、近隣と悶着をおこし、ガミガミ女、ふしだら女性、隣人の平和を乱す者との告発を受けた。／ ヘンリー・バーグレイン [ほか、6名] は、全員が自分の家に寄留人を置いたことで告発を受けた。(1621年)<sup>58)</sup>

ヘンリー・ブルはバーチン・レーンのハロウにいくつもの小さな借家を持っており、貧しい多くの家族がすし詰めになって暮らしている。(1623年)<sup>59)</sup>

1624年の審問記録には、「この区の市参事会員サー・ジョン・レモン卿と区審問により次のように命じられた。寄留人を置いたとして告発された者のうち、次のミッドサマーまでに〔寄留人を〕追い払わない場合には、……1件につき13シリングの罰金を払わなければならない。」<sup>60)</sup> とあるように、王室の統制政策をより厳格に施行すべく、違反者に罰金を科す試みがなされるようになった。

コーンヒル区では、寄留人に対する告発は1630年代も毎年のように行われ、1640年代にも同様な告発が散見される。しかし1650年を最後に、<sup>61)</sup> コーンヒル区でも審問記録には寄留人に対する告発は現れなくなる。

建築を制限する国王の布告にもかかわらず、1583年に枢密院から市長宛に出された、女王の布告にもっと注意を向けることを督促する手紙が物語るように、その実際の任務にあたる地域の対応はかならずしも敏速ではなかった。<sup>62)</sup> 1619年には、建築委員会は市長に宛てた手紙で、「それぞれの街区の治安役の助力がなければ、国王布告に対する違反を摘発することはきわめて困難である」ことを告げ、ミドルセックス州とサリー州の治安役を集め、布告を配って協力を求めるとともに、委員の一人でもあるロンドン市長にも、シティの治安役に布告を配布することを命ぜるよう懇願している。<sup>63)</sup> 二つの区で1620年代前後に寄宿人や間借り人に対する告発が増えているのは、こうした王権の側からのより積極的な働きかけがあったことも関連していると思われる。

しかし人口増加と住宅問題、それに随伴する衛生・環境問題に対する区の対応は、かならずしも王権のイニシアティヴによるものではなく、中世以来、区が取り組んできた住民の日常生活上の問題処理と分かちがたく結びついていた。例えば、それは間借り人や寄宿人が近隣に騒音などの迷惑行為を及ぼすからであったり、売春宿の疑いがあつたり、不法

58) GL, MS. 4069/1, fol. 154v–155.

59) GL, MS. 4069/1, fol. 159v–160.

60) GL, MS. 4069/1, fol. 174, 177, 179v–180.

61) GL, MS. 4069/1, fol. 245.

62) *Analytical Index*, pp. 41–42.

63) *Ibid.*, p. 47.

営業の疑いがあつたり、あるいはレオナード・タステンの間借り人のように「カトリック教徒」である場合（1629年）もあった。<sup>64)</sup>

だが国王布告の場合とほぼ同様に、17後半以降になると、シティの区審問の記録からは家の分割や寄留人、間借り人に対する告発はほとんど見られなくなる。<sup>65)</sup> それは一つには、中央政府によるロンドンの人口や建築の抑制・禁止策が緩和ないし弛緩したことと関係があろう。（7）節でも触れるように、過密や貧困がシティの中心部から周辺部に移ったことも、要因の一つと考えられる。例えば、1632年の請願書は、西部のウェストミンスター、ストランド、コヴェント・ガーデン、ホルボーン、[東部の] ワッピング、ラトクリフ、ライムハウス、ザザーク、その他の場所で新しい住宅が多数建ったことに苦情を寄せている。そのため、「他の場所から大勢の人間、特に貧しい連中が押し寄せ、これら中心から外れた場所で乞食や浮浪者が増える原因となっている。」<sup>66)</sup> 寄宿人は市壁内部のシティより、市壁外の地域の問題になりつつあったことが窺われる。さらに、寄留人らに対する告発が区審問の記録からなくなるのは、区そのものの役割が変化ないし後退したこととも関連していた可能性がある。契機となったのは、救貧行政が整うにつれて、教区が地域社会の中心になっていったことである。寄宿人の問題が教区の救貧行政との関連を強めていくにつれて、区はこの問題との関わりを失っていったのである。<sup>67)</sup>

いうまでもなく、寄留人や分割居住、間借り人の問題が区の記録に現れなくなったことは、住宅をめぐる問題自体が事実としても消滅したことを意味するわけではない。寄宿人は分割された家や家屋を借りる貧しい人々だった。だが住居の一部を貸し借りする、という広い意味での「間貸し・間借り」の慣習は、17世紀後半のロンドンでは居住のごく一般的な形態として広がっていた。それを明らかにするのは、この時代の各種の課税記録である。次の二つの節では、寄宿人をひとまず離れて、この点を検討してみよう。

#### (4) 17世紀末の人頭税記録と間借り人

増加するロンドンの人口は、どのような方法でその住宅を確保していたのだろうか。家や集合住宅の一角を購入し所有する以外に、借家、あるいは間借り、寄留などは、どの程度、ロンドンの住人の間に広がっていたのだろうか。17世紀後半になされた各種の課税

64) GL, MS. 4069/1, fol. 189v.

65) 17世紀後半の審問記録が残っている区は少ないが、筆者がチェックした限り、寄留人や間借り人の告発の例は見られない。また、市参事会に毎年区から提出される区審問証書は1698／9年以降、ほぼ連続して残っているが、この最初の部分を見た限りでも、同様の告発の例はない。CLRO, *Wardmote Inquest, Indenture*. ただしこの点については、今後さらに詳細な調査が必要である。

66) *Analytical Index*, p. 49. 後述の注89) も見よ。

67) Cf. Archer, *op. cit.*, pp. 68–69. これについての詳細は教区の記録を検討する別稿で改めて論ずる予定である。

の記録は、世帯や人口の研究にこれまでも広く利用されてきたが、間借り人についてもかなり有益な情報を提供してくれる。最も捕捉率が高く、よく知られているのは1695年の結婚税Marriage Dutyであるが、<sup>68)</sup> それ以外にも人頭税Poll Tax、特別上納金Aidの査定記録、炉税Hearth Taxの報告書などが利用できる。これらを用いたロンドンの社会経済構造の分析はすでに大きな成果を生んでいる。<sup>69)</sup> 次節ではそれをもとに「間借り人」の実態を検討するが、その前に、これら課税記録のもつ意義と限界を知るために、何が、どのように記録されているかを紹介しておかねばならない。

任意に選んだ一つの例として、市の中心部にある小さな区、バッシショウ区の1992年人頭税の第四四半期の一部を抜粋してみよう。<sup>70)</sup> 第1表は、イタリックの部分とD列を除いて、人頭税記録をほぼそのまま再現したものである。<sup>71)</sup> 表中の右中括弧+は、同じステイタスのものが複数いる場合、それを一つに括る印として用いられている。B列は子供と奉公人、D列は間借り人がそれである。G列の括りが何を意味するかは議論の余地があるが、次節で見るスペンスにならって、同じ1つの「家house」に住む住人グループを指すと考えておこう。

番号1から16までは、この記録の最初の部分である。白目細工師、床屋、仲買人を戸主とし、妻子および奉公人からなる3軒の家ないし世帯householdが記載されているが、間借り人はいない。番号17～23までの家には親子2人の間借り人がいる。この間借り人が仲買人の戸主John Evansの世帯とは別の世帯を構成していたのか、両者にどのような関係にあったのか、さらに2人の奉公人が戸主、間借り人、どちらか一方の世帯の奉公人であったのか、あるいは同じ一つの家の奉公人であったのかは、この記録からは明らかにできない。間借り人の女性は「ターナー氏の妻」と記されており、夫の一時的不在（例えば、航海）が親子で間借りする動機だったとも推定される。29～38番の夫婦と4人の子供、2人の奉公人がいる家には、同姓の男女2人の間借り人が住んでいる。39～40番の世帯の戸主は娘と暮らす女性であり、ここにも男性の間借り人が1人いる。50～55番の「マリー・ガイの家」（おそらくこの家の所有者）と呼ばれる一つの家には、ジョージ・ピカリング夫婦と、（おそらく彼らから又貸しを受けた）夫婦からなる2組の間借り人が住んでいる。

68) 代表的な研究として、Glass, D. V. (ed.), *London Inhabitants within the Walls, 1695.* (London Record Society, 2) (London, 1966); do., 'Socio-economic status and occupations in the City of London at the end of the 17th century', In *Studies in London history*, ed. A. E. J. Hollaender and W. Kellaway (London, 1969), pp. 373-89、およびSchurer, K. and Arkell, T. (eds.), *Surveying the People* (Oxford, 1992) 所収の諸論文を見よ。なお、地方都市の結婚税の興味深い分析として、米山秀『近世イギリス家族史』(ミネルヴァ書房、2008年)がある。

69) Spence, Craig, *London in the 1690s. A Social Atlas* (London, 2000).

70) 人頭税については、別の目的で紹介・利用したことがあるので、参照されたい。中野忠・小西恵美・山本千映「17世紀イギリスの課税記録」「早稻田社会科学総合研究」第3巻、第3号（2003年）。

71) CLRO, MS. Assessment, Box 36/17 (Poll Tax, Bassishaw Ward, 4<sup>th</sup> quarter).

56～62番は独身の薬師商、63～72番は織布工夫婦の家である。特に後者には3組もの夫婦の間借り人がいる。これに類似した例としては、81～88番の服地職人で、この家にも2組の夫婦が間借り人として住んでいる。これらの商工業者の間借り人は、家主の営業上の協力者ないし被雇用者であった可能性もあるが、間借り人の職業記載がないため確認

第1表 バッシショウ区の人頭税 1692年（抜粋）

No	fol.	A	B	C	D	E	F	G	£	s.	d.
1	1	John Shorey		Pewterer						11	---
2	1	John Shorey		his wife						1	---
3	1	Ann Shorey			Children					1	---
4	1	John Shorey								1	---
5	1	Rkbert Jape								1	---
6	1	John Dalcott			Servants					1	---
7	1	Lidia Dowcett								1	---
8	1	John Read			Barber					1	---
9	1	Elizabeth			his wife					1	---
10	1	Robert Bardoe			Servants					1	---
11	1	Elizabeth Grebrick								1	---
12	1	William Woodford			Factor					1	---
13	1	Sarah			his wife					1	---
14	1	George Woodford			his Son					1	---
15	1	Mary Smith			Servants					1	---
16	1	Elizabeth Anuall								1	---
									16		—
17	2	John Evans								1	---
18	2	Susanna								1	---
19	2	Susanna Evans								1	---
20	2	Mary Turner			wife of Mr Turner					1	---
21	2	Susanna Turner			her daughe					1	---
22	2	Elizabeth Glover			Servant					1	---
23	2	Sarah Browne								1	---
24	2	Robert Pittman			Factor					11	---
25	2	Elizabeth			his wife					1	---
26	2	Robert Pittman			his Son					1	---
27	2	George Bradley			Servants					1	---
28	2	Jane Graves								1	---
29	3	William Billby								1	---
30	3	Lettice			his wife					1	---
31	3	William Billby								1	---
32	3	Edward Billby			Children					1	---
33	3	Constance Billby								1	---
34	3	Elizabeth Billby								1	---
35	3	Robert Seale			Servants					11	---
36	3	Jane Cement								1	---
37	3	Henry Barrington								1	---
38	3	Priscilla Barrington			Lodgers					1	---
39	3	Ann Vaughan								1	---
40	3	Elizabeth Vaughan			her daughter					1	---
41	3	John Dyer								1	---
42	5	John Chesheire								1	---
43	5	Rose			his wife					1	---
44	5	George Bonn								1	---
45	5	Bersheba Sparm			Servant					1	---
46	5	Michaell Medley								1	---
47	5	Elizabeth			his wife					1	---
48	5	Joseph Taylor			Servant					1	---
49	5	In Mary Guy's house								—	—
50	5	Samuell Law								1	---
51	5	Ann			his wife					1	---
52	5	George Pickering								1	---
53	5	Elizabeth			his wife					1	---
54	5	Richard Croft								1	---
55	5	Sara			his wife					1	---

56	5v	Edward Lloyd	Appothecary				1	.....
57	5v	Robert Midgley		Lodgers			1	.....
58	5v	Margarett Midgley					1	.....
59	5v	Dorothy Lloyd					1	.....
60	5v	George Middleton					1	.....
61	5v	Richard Edwards					1	.....
62	5v	Mary Fletcher					1	.....
63	5v	Thomas Gannage					1	.....
64	5v	Rosamond					1	.....
65	5v	Jonathan Juskip					1	.....
66	5v	Robert Robson					1	.....
67	5v	Margarett					1	.....
68	5v	John Lloyd					1	.....
69	5v	Margarett					1	.....
70	5v	William Lee					1	.....
71	5v	Elizabeth					1	.....
72	5v	Francis Dutch					1	.....
73	7	Joseph Allon	School master				1	.....
74	7	Marsha	his wife				1	.....
75	7	Hannah Gother					1	.....
76	7	Dale Mitchell					1	.....
77	7	Dorothy Owen		Lodgers			1	.....
78	7	Sarha Allon					1	.....
79	7	Mary Meads					1	.....
80	7	Sarah Thwaits	Servant				1	.....
81	8	Roger Ellis	Clothworker				1	.....
82	8	Frances	his wife				1	.....
83	8	John Wallman					1	.....
84	8	Ann Rowland					1	.....
85	8	Robert Person					1	.....
86	8	Ann	his wife	Lodgers			1	.....
87	8	Thomas Ballard	his wife				1	.....
88	8	Susanna					1	.....
89	9v	Benjamin Read					1	.....
90	9v	Mary	his wife				1	.....
91	9v	Elizabeth Read		Lodger		1	1	.....
92	9v		for her Coach			1	1	.....
93	9v	Elizabeth Galloway					1	.....
94	9v	John Lawrence					1	.....
95	9v	Robert Brookes					1	.....
96	9v	Margaret Wood					1	.....
97	9v	Margarett Esgrigg					1	.....
98	13	Elizabeth Chapman					1	.....
99	13	Joseph Farwell					1	.....
100	13	Ann Farwell					1	.....
101	13	Hannah Greene		Lodgers			1	.....
102	13	Ann Greene					1	.....
103	13	Joyce Malpus	Servant				1	.....

できない。

73～80番は女性ばかり5人の間借り人がいる家である。この戸主夫婦は学校の経営者であり、「間借り人」（そのうちの1人は戸主と同姓）はおそらくこの家に寄宿する生徒（あるいは教師）と考えてよからう。89～97番の家も例外的である。男2人、女3人の5人の奉公人と、戸主の親族と推定される女性の間借り人を抱える大きな家である。だがこの家で最も多額の税査定を受けているのは、戸主ではなく、間借り人の女性で、馬車まで所有していた。息子夫婦の家に身を寄せながら暮らす豊かな寡婦、といったところがこの間借り人女性の境遇だろう。

98～103番は、家族のいない独身女性の家である。ここには4人の単身の間借り人と1人の奉公人がおり、家主は間貸し、あるいは食事などの提供を含めた「下宿屋」を営んでいたことが推定される。営業権をもたない女性にとって、それらは収入を確保することができる有力な手段だったに違いない。

以上の簡単な紹介からだけでも、人頭税の記録が、間借り人や世帯・家族に興味深い情報を提供する一方で、不明な部分も少なからず残す資料であることは明らかであろう。間借り人に関して重要な問題は、ここで「家」と呼んだ「世帯」と、「間借り人」およびその世帯の関係を、どのようなものと見るか、「家」が事実上の「世帯」であり、間借り人は奉公人と同様、それに組み込まれた従属性的な単位にすぎないのか、それとも、独立した「世帯」とみなすべきなのか、といった点である。先の例でいえば、家の単位の中で子供や奉公人と間借り人、どちらが先に記載されているかということが一つの手がかりになるかもしれない。第1表の29～38番の子供と奉公人に統いて間借り人が記されているような家では、奉公人は家主のビルビ一家に仕え、間借り人は別の独立世帯を構成しており、逆に戸主の家族に統いて記されている42～45番や、学校教師の73～80番の家の間借り人は、奉公人と同様、戸主の世帯の構成員と見られた、というのも一つの解釈としてなりつつ。それを検証することは困難だが、現実には一律ではなく、様々なケースがあったと考えねばなるまい。<sup>72)</sup>

バッソウ区のこの例では、同居人はすべて「間借り人」とだけ記され、「寄宿人」という呼称は現れない。それが実際に「寄宿人」がいなかったからなのか、「間借り人」の中に含まれているからなのかは、議論の余地がある。さらに査定記録は、どの地域に関するものもすべて一律の形式で作成されたわけではなかった。例えば、職業の記載はすべての記録にあるわけではないし、ここにはない、奉公人と徒弟を区別した査定記録もある。課税査定記録を分析するときには、これらの限界を念頭においておかねばならない。

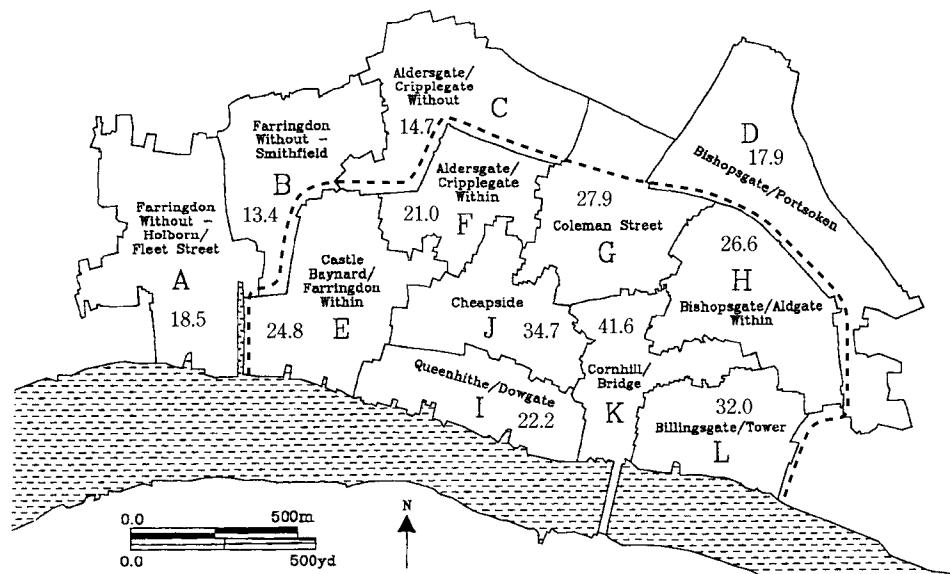
### (5) 富裕な間借り人—課税記録の分析より

人頭税記録を初めとする課税記録が重要なのは、その記録の質だけでなく、少なくともロンドンにかぎれば、それがかなり大量に残されており、17世紀末の社会経済構造を体系的に分析するデータとして利用できることにある。それを実現したのがC. スペンスの著作である。スペンスは前節で紹介した1692／3年の人頭税に加えて、1693／4年のポンド当たり1ペニス特別上納金の査定資料を用いている。人頭税がシティに関するものしか

72) 周知のように、これらは、世帯や家族史研究の分野で徹底的に議論されてきた問題である。参照すべきは多いが、代表的研究として、Laslett, P. and Wall, R. (eds.), *Household and family in past time* (Cambridge, 1972) だけをあげておく。米山、前掲書、第7章も見よ。

第1図 ロンドンの区と地代

地代は1戸当り平均（額：ポンド）

Spence, *op. cit.*, pp. 89-90 より。

---は市壁。

利用できないのに対し、上納金の査定記録はミドルセックス州やサリー州の一部に関しても残っている。しかも後者では不動産からの年間地代額rack-rent、動産収入についても査定されており、シティばかりでなく、郊外についても、地代や富の分布状況を概観することができる利点をもっている。<sup>73)</sup> スペンスはこれらのデータを利用しつつ、ロンドンの世帯や職業の構造、土地利用や地代、交通などの状況を包括的・統計的に解明している。間借り人の問題は、こうした全般的な構造分析のなかで論じられる。以下では、必要な限り、世帯や地代の問題にも触れながら、本書で明らかにされた1690年代の間借り人の実態に関する結論部分だけを紹介していこう。

地代（家賃）についていえば、一般的にはバーボンが予測したように、シティの中心部が最も高く、それから外れるほど低下する傾向が見られた。しかし西部郊外のウェストエンドやウェストミンスターの教区には、シティの中心から離れていても高地代の地域が広がっていたことをスペンスの研究は明かにしている。これに対し、市壁外の東部郊外の地

(73) Spence, *op. cit.*, pp. 10-14. データベース化されたこの記録は、British History on Line上のサイトで見ることができる。<http://www.british-history.ac.uk/source.aspx?pubid=26>。なお、1世紀後の1798年の「査定税 assessed taxes」を用いた次の分析にも、間借り人についての示唆に富む言及がある。Schwarz, L. D., 'Social class and social geography: the middle class in London at the end of the eighteenth century', in P. Borsay (ed.), *Eighteenth Century Town. A Reader in English Urban History 1688-1820* (Harlow: Essex, 1990), pp. 315-27.

代は相対的に低い水準にあった。<sup>74)</sup> だがこうした一般的傾向のなかでも、地域ごとに多様な相違がみられた。次の第1図は、シティの区単位ごとの平均地代の違いを示している。市壁外の区は市壁内の区よりも高いが、市壁内の区であっても、平均地代の高い区と低い区では2倍近くの差があった。

前節で触れたように、課税査定に記載された単位には不明な点も少なくない。これらの点を踏まえたうえで、スペンスは「家 house」(前節、第1表のG列)、「間借り人世帯」(同、D列)、および各家からこれを除いた「主世帯 principal householders」の三つのカテゴリに分け、1692年の人頭税をもとに、シティ内の家それぞれの世帯についてその特性を検証している。<sup>75)</sup>

世帯の規模に関しては、次の第2表のような結論が示される。<sup>76)</sup>

第2表 シティの主世帯・間借り人世帯

家数	主世帯		間借り人世帯			家当たり 平均規模	
	平均規模	人口	世帯数	平均規模	人口		
市壁外	6,865	3.27	22,338	2,299	1.48	3,418	3.71
市壁内	10,701	4.26	45,437	5,989	1.55	9,268	5.12
シティ全体	17,566	3.52	67,775	8,288	1.57	12,686	4.60

主世帯の平均規模が3.52であるのに対して、間借り人のそれは1.57と半分以下である。両者には世帯の形態にも大きな違いがある。主世帯の三分の二以上が3人以上の規模であり、単身世帯は7.5%を占めるにすぎないのでに対し、間借り人世帯の場合には61.2%が単身世帯、3人以上の世帯はわずか11.3%に過ぎなかった。世帯の規模を左右するのは子供の数、および奉公人や徒弟の数である。主世帯では44%が子どもをもつ世帯であるのに対し、間借り人の場合は10%以下だった。同様に、主世帯の間では57%が奉公人を抱え、4人以上奉公人がいる世帯も全体の6.6%いたのに対し、間借り人世帯では、9.2%だけが奉公人をもっていた。徒弟を抱える世帯は主世帯の場合でも全体の13.5%でしかなかったが、間借り人世帯の場合はほぼ皆無だった。

間借り人の数や、世帯規模、構成員の数は、当然ながら地域や職業によってかなり偏差があった。間借り人をもつ家が多い地域は、市壁内の西側と北側(第1図、E、F、G)で、全体の60%以上にも達し、次いで多いのは中心部と西側の市壁外地域(A)である。逆に間借り人をもつ世帯の比率が低いのは、クリップルゲイト外区などの周辺地域(C)で、17~22%程度である。地域の平均世帯規模についていえば、市の古くからの中心部

74) Spence, *op. cit.*, pp. 50, 71のFigures 3-4, 4-4を参照せよ。

75) スペンスによれば、人頭税では、主世帯と間借り人世帯の違いは、地代の支払いに責任をもつかないかの違いにあるとされる。Ibid., p. 92.

76) Ibid., p. 90より作成。

であった地域では大きく、コーンヒル区やチープサイド区などではそれぞれ5.1、4.8と全体の平均を相当上回っていた。これらの地域はまた、地代の高い富裕な地域であり、子供や奉公人・徒弟の平均数も最も多い地域だった。職業別に見て平均世帯規模が大きいのは、宿屋、居酒屋、飲食店など、奉公人を多く必要とする職業である。反対に平均世帯規模が小さいのはクリップルゲイト外区やビッショップスゲイト外区など市壁外の、地代も低く、世帯当たり子供の数や奉公人・徒弟数も最も少ない地域だった。<sup>77)</sup> スペンスの推論によれば、この相対的に貧しい地域は一般に衛生状態が悪く、乳児死亡率が高かったことが世帯の規模を制約した。<sup>78)</sup>

間借り人に関するスペンスの研究で興味深い点は、シティの郊外をも含めた「富裕な間借り人」の詳細な分布を明らかにしたことである。<sup>79)</sup> ここでいう「富裕な間借り人」とは、特別上納金で12ポンド10シリング以上の動産をもつとして査定された人々を指すが、このグループは首都圏の世帯全体の6.9%を占めていた。これを大きく超える比率の富裕な間借り人がいる地域は、聖セパルチャーチ教区（第1図、Aの一部）で全体の39.7%、次いで多いのは、これに隣接する聖アン・ソホー教区（13.7%）、コヴェント・ガーデン（24.6%）など、ウェストエンドの地域だった。シティではチープサイドやコーンヒル近辺の地域（15.8～21.4%）が高い比率を占めていた。これらの地域は、第1図に見られる地代の高い地域と重なる。

富裕な間借り人の分析から、スペンスは次のような結論を導く。シティのジェントリは世帯主になるよりも、間借りして住む傾向があった。ウェストエンドの富裕な間借り人たちも、この同じ「商業的ジェントリ mercantile gentry」のグループに属していた。また商工業従事者のなかでも、商業・金融関連業者、専門職・役人、各種サービス業者らは、その他の営業者よりも間借り人になる傾向があった。例えば、聖職者では59%、医療サービスでは36.5%が間借り人であった。またウェストエンドで近隣の貴族・ジェントリにステイタスの高いサービスを提供する人々にも富裕な間借り人が多かった。他方で、こうした富裕な間借り人の存在は、特に富裕ではないが平均以上の家に住んでいる主世帯主に、収入の手段を与えた。彼らは富裕な間借り人に、それ相応の宿泊施設を提供することによって所得を補っていたのである。<sup>80)</sup>

こうした指摘は、「間借り」という居住形態が、貧困者や社会的弱者のためのものだけでなく、富裕者にとってもごく普通の生活スタイルであったことを明かにする。この点は、これら統計数値に限らず、記述資料によっても確認されてきている。実際、上層ジェ

77) *Ibid.*, p. 91 およびchap. 5の職業の地理的分布を示す地図を参照せよ。

78) *Ibid.*, p. 92. 以上についてはp. 91の地図参照。

79) *Ibid.*, pp. 98–99.

80) Schwarzは18世紀末について、『国富論』を引用しながら、店舗主shopkeeperの多くが高い家賃を支払うために間借り人を置く傾向があったことを指摘する。*op. cit.*, pp. 325–27.

ントリどころか貴族さえも、家を購入したり所有したりするよりも、借りることのほうがむしろ通例だった。よく知られた例は、バッキンガムのジェントリあるいは男爵ヴァーニィ家である。チャールズ1世の騎士式部官をつとめたエドモンド・ヴァーニィ卿のロンドンでの拠点であるコヴェント・ガーデンの邸宅は借家であったし、息子ラルフもリンクタンズ・イン・フィールズの住宅をバッキンガムシャのジェントリ仲間と共同で借りていた。ラルフの子ジョンのハットン・ガーデンの家も、石灰商人から年53ポンドの家賃でリースを受けたものだった。<sup>81)</sup> こうしたパターンはけっして例外ではなかった。例えば、ミドルセックス西部のオールストンの男爵チャールズ・ベネットが残した1703-1712年の間の日記には、彼が頻繁にロンドンの住居を変更したことが窺われる。貴族層も目的や家族の状況に応じて、頻繁に居住場所を変えた。それどころか、場合によっては、自分の邸宅をもちろん、それを貸して別の部屋を間借りすることもあった。<sup>82)</sup>

これらのエリートは、みすぼらしい部屋をさらに細分した一角を借りてひそかに暮らす「寄留人」とは対極にある人々である。だが「部屋を借りる」ことは、その部屋の大きさや質、家賃の高低を問わない限り、近世ロンドンでは上は貴族から下は貧民まで、ごく当たり前の慣習だったのである。

スペンスの研究によって、17世紀末ロンドンの間借り人lodgersの実態はこれまでにないほどの広がりで解明されたといってよい。だが、「富裕な間借り人」の分布が明らかにされた一方で、(3)節まで言及してきた「寄留人」については、この分析ではほとんど触れられていない。スペンスの分析結果をより詳細に確認する意味も含めて、最後に、課税記録とは別の性格の資料で「間借り人」の実態に迫ってみよう。

#### (6) 間借り人調査 1683年

ロンドン市文書館（現首都文書館）には、ロンドン市が1683年6月末から7月初めにかけて行った間借り人に関する調査が保管されている。<sup>83)</sup> これがどのような目的でなされたのか不明だが、各区または街区ごとにそれぞれの地区の治安役が調べた調査である。<sup>84)</sup> 前節で検討した人頭税より10年ほど前の記録であることは留意しておかなければならない。大火から20年も経たないこの時期は、ロンドン復興が急ピッチで進んだ時期であり、90

81) Stone, *op. cit.*, pp. 174-75; Whyman, Susan, *Sociability and Power in Late-Stuart England. The Cultural Worlds of the Veryneys 1660-1720* (Oxford, 1999), pp. 15, 56, 62-63.

82) Jones, Clyve, 'The London life of a peer in the reign of Anne: a case study from lord Ossulston's diary', *London Journal*, 16 (1991), pp. 140-55.

83) CLRO, Misc. MSS. 87.4. nos. 1-25.

84) ピリングスゲイト区の調査の冒頭には、1683年6月28日の市長の指令によるとして、次の記述がある。In obedience to your Lord Mayor's precept of the 28<sup>th</sup> Day of June 1683 concerning Lodgers and Inmates &c. Wee the constables of the severall parishes and precincts of the said Ward having made diligent search and inquiry and doe certifie accordingly. CLRO, Misc. MSS. 87.4. no. 4.

年代までの10年間には、間借り人の性格、形態や数にも当然、かなり変化があったことが予想される。この点を念頭において、以下の分析は評価される必要がある。

この調査記録は、「間借り人 lodger」および／または「寄宿人 inmate」の名前だけをリストしたもの、二つを区別して記載したもの、家主の名前も記したもの、街区のすべての世帯主（householder, housekeeper, inhabitantなどの名称がある）の名前があるもの、さらには職業名のあるものなど、その詳細度はさまざままで一貫性がなく、体系的な分析には向いていない。だがそのこと自体がそれぞれの地域の「間借り人」の性格や状況を暗示している。

例えば、北部の市壁外の区、クリップルゲイト外区を見てみよう。<sup>85)</sup> この区のいくつかの街区の記録は名前が記載されているだけの簡単なものだが、次の第3表に整理したように、リストされた全員443人のうち、248人（75%）は寄宿人 inmateと記され、間借り人 lodgerと添え書きのあるものは10%にも満たない。残りの17%は、「分割」つまり一つの家を細分した住居に住んでいた。これら同居人が単身者であったのか家族もちであったかを知る手がかりはない。しかし区審問や国王布告からは消えた「寄宿人」は、これらの地域では居住の通常の状態となっているのである。

第3表 クリップルゲイト外区の寄宿人、間借り、分割居住

街区	寄宿人		間借り人		分割居住	
	件数 (家主数)	人数	件数 (家主数)	人数	件数 (家主数)	人数
フォア・ストリート	52	57	19	26	18	48
グラブ・ストリート	69	78	3	3	6	20
ホワイトクロス・ストリート	127	201	0	0	3	10
合計	248	336	22	29	27	78

課税記録からは窺われないが、市壁内の地域にも寄宿人が多い区もあった。例えば、クイーンハイス区の9つの街区の場合、間借り人と寄宿人の二つが分けられ、名前のみが記されている。1692年の人頭税では、この区は主世帯402に対し間借り人世帯は103であったが、1693／4年の上納金での富裕な間借り人は他の区に比べて極めて少なく、わずか5人を数えるのみである。<sup>86)</sup> この調査では、間借り人・寄宿人合わせて225人が記載されている。そのうち、区別のない25人を除くと、間借り人44人に対し、寄宿人はその3倍以上の156人と断然多い。1692／3年の課税記録からは、この「寄宿人」のグループの多くが漏れたと推定される。キャンドルヴィク区（街区数不明）の調査は名前のみだが、間借り人と寄宿人の区別が調査の対象だったと思われる。<sup>87)</sup> この区では、家主inhabitantsの名

85) CLRO, Misc. MSS. 87.4. no. 17.

86) Spence, *op. cit.*, pp. 176, 179.

前は85人に対し、間借り人は59人、寄宿人は60人の名前が記されている。ここもまた、寄宿人が多くを占める区であった。

だがそもそも寄宿人と間借り人を分ける基準は何だったのだろうか。寄宿人はある家の「又借り人」、間借り人は「通常、賄い付き」の又借り人（「下宿人」）、という定義もある。<sup>88)</sup> しかし実際の分類はもっと複雑で主観的なものだったようと思われる。調査を行う治安役は明らかにその基準をもっていたはずだが、それを明示する記述はこれらの資料そのものには見いだせない。前述の（2）、（3）節の議論からすれば、寄宿人とは、要するにそれぞれの地域社会でいまだ認知されていない貧しい新来者を指す、差別的な言語だったと考えることができる。<sup>89)</sup>

とすれば、調査に見られる「寄宿人」の多寡は、単に居住の物理的形態だけでなく、多かれ少なかれ、それぞれの地域社会の統合力や統治能力とも関係していたと推定することもできる。一般に、市壁周辺の地域に関する調査は、中心部のそれに比べると簡単で名前しか書かれていらないものがほとんどである。それぞれの地域およびその役人たる治安役と、住人との距離や親密さの違いを示唆しているともいえる。それを反映するかのように、シティの中心部に近づくほど、調査記録に現われる寄宿人の数は減少してくる。例えば、コードウェイナー区の7つの街区についての調査は、寄宿人と間借り人の調査とされているが、実際には間借り人しか記載がない。家主housekeeperは89人、単身で間借りする者は男女含めて92人いたが、夫婦が45組もいた。家主のうち、30人は夫婦だけを置き、中には3組もの夫婦に間貸しするものもいた。この地域では、間借りはもっぱら家族単位で行われていた。

調査のなかで最も詳細なのはチープ区の記録であり、ここには間貸し世帯だけでなく、すべての世帯が記載されている。<sup>90)</sup> シティの中心部に位置するこの区は地代も高く、1692年の人頭税では、主世帯374に対し間借り人世帯は216、富裕な間借り人は116人とファーリンドン外区（257人）に次いで多かった。この区の9つの街区の調査では間借り人・寄宿人の区別はなく、調査自体が前述のクリップルゲイト外区の街区とは異なった目的から行われたとさえ思われる。世帯数は全部で315、そのうち間借り人をもつ世帯は20%弱の65世帯だったが、2人以上の間借り人がいるのは16世帯で、残りの世帯はすべて1人だけ置いていた。コードウェイナー区と異なって、夫婦や家族で間借りするものは（同姓のフランス人が2人で間借りしている1ケースを除けば）、1組もいない。もう一つの特徴として、女性の世帯主の少なさである。シティ全体では女性の世帯主は平均18%程度を占

87) CLRO, Misc. MSS. 87.4. no. 10.

88) Baer, *op. cit.*, p. 22.

89) ウエストミンスター市が「寄宿人」を取り締まるべく出した条例でも、この特徴を確認できる。Cf. Smut, *op. cit.*, pp. 132-33. ここでは17世紀末以降でもしばしば「寄留人」の調査が行なわれている。E.g. WAC, F4001, A Register Book for Inmates and how the parish is secured from them (1694).

90) CLRO, Misc. MSS. 87.4. no. 9.

第4表 チープ区の職業：主世帯、家主、間借り人

主世帯					
職業/身分	No.	%	職業/身分	No.	%
silkman(shop)	19	6.1	confectioner	5	1.6
tabaconist(cutter)	18	5.8	leather seller	5	1.6
druggist, drugster	15	4.8	oilman	5	1.6
merchant	14	4.5	stationer	5	1.6
victualer	14	4.5	boxmaker	4	1.3
factor(foctoress)	13	4.2	glassman	4	1.3
mercer	13	4.2	grocer	4	1.3
haberdasher	12	3.8	hosier	4	1.3
linnen draper(shop)	12	3.8	bookseller	3	1.0
coffee man	9	2.9	glover, glove seller	3	1.0
milliner	8	2.6	iron monger	3	1.0
vintner	8	2.6	salter	3	1.0
attorney	7	2.2	warehouseman	3	1.0
barber(shop)	7	2.2	others	66	21.1
apothecary	6	1.9	n.m.	9	2.9
scribener	6	1.9	合計	313	100.0
widow	6	1.9			

家主			間借り人		
職業/身分	No.	%	職業/身分	No.	%
silkman	6	9.5	gentleman(woman)	5	6.3
haberdasher	5	7.9	merchant(foreign)	5	6.3
mercer	5	7.9	attorney	4	5.1
druggist	4	6.3	cutler	4	5.1
merchant	4	6.3	merchant	4	5.1
widdow	4	6.3	Roman Catholic(papist)	4	5.1
apothecary	3	4.8	milliner	3	3.8
book seller	2	3.2	minister	3	3.8
grocer	2	3.2	warehouse(man)	3	3.8
millener	2	3.2	doctor	2	2.5
victuler	2	3.2	linnen draper	2	2.5
others	24	38.1	silkman	2	2.5
合計	63	100.0	others	23	29.1
			n.m.	15	19.0
			合計	79	100.0

主世帯は2人以下、その他は1名のみの職業は省略

人の職業はこの二つのグループとはやや異なる点がある。間借り人に最も多いジェントルマン(ウーマン)は、主世帯主には1名いるだけであるし、牧師、ドクター、外国商人な

めたが、<sup>91)</sup> この区では、家主、間借り人、どちらの場合も5%にも達していない。

この区の調査が資料として貴重なのは、間借り人(寄宿人)を含めた住民全ての職業が原則として記載されている点である。間借りは職業の違いと何か関係があるのだろうか。次の第4表は、主世帯主、家主、間借り人の三つのグループについて、その職業を比較してみたものである。主世帯主の職業(地位)は、記述のないもの9件を除くと、82種におよぶ。表には3世帯以上を含む職業のみを載せておいた。

主世帯主と家主の職業を比較してみよう。煙草屋、コーヒー店主のように、主世帯主の数に比べて家主が少ない職業、あるいは逆に6人しかいない寡婦のうち4人が家主となっているよう例もあるとはいえ、二つのグループの職業構成に大きな違いがあるとは思われない。つまり間借り人をとることは、どの職業の世帯主であれ必要に応じて行った。それに比べると、間借り

91) Spence, *op. cit.*, pp. 79-80, 179.

ども主世帯主には見られない職業名である。家主には一人もいないアトーニイが間借り人には多いことも指摘してよからう。弁護士や専門的な職業・サービスの従事者は間借り人となることが多かった、とのスペンスの先の指摘は、この区でも妥当する。

ほぼ同様な状況は、この区に隣接するブロード・ストリート区についても見られる。<sup>92)</sup> 1693／4年の課税では、この区はチープ区と同様、富裕な間借り人の多い区である。この区の1683年の調査には、間借り人のいない住人や、家主の職業についての記述はないが、間借り人の職業についての記載がある。全部で189人の間借り人（この調査では、「寄宿人」という言葉は使われていない）がいたが、職業名がわかるのは146人だけである。そのうちで最も多いのは46人の商人（フランス商人なども含む）でほぼ三分の一を占め、次に多いジェントルマン（エスクワイア）の22人を加えると、半数近くに達する。その他では、学校教師（書き方教師含む）（7人）、消費税徴収人や関税局に勤める役人（6人）、代書人（scrivener, notary）（4人）などが数の多い職業である。商人やジェントルマンに仕える奉公人4人も含まれている。それ以外に36の職種を確認できるが、靴屋（8人）を除いて、いずれも2名以下である。

チープ区と比べると、この区ではジェントリよりも商人の多さが目立つが、どちらの例でも、間借り人の中心だったのはこの二つ、および彼らに仕えたと思われるグループだった。しかもチープ区の場合と同様、彼らのほとんどは単身だった。妻帯者は6人いるが、そのうち、ジェントルマンは1名いるだけで、家族と暮らしていると思われる間借り人商人は1人もいなかった。これには二つの理由が考えられる。一つは、彼らは独立する前のライフステージにある若者だったことである。商売や法律を学んだり娯楽を楽しんだりするために、ジェントルマンの子弟がロンドンに間借り人となって滞在する、という例は少なくなかっただろう。あるいは、徒弟を終えた独立前の職人が世帯をもつまで、間借り人として暮らすこともあったはずである。<sup>93)</sup> もう一つの可能性は、ロンドン近郊や地方に自分の居住地をもちながら、仕事や社交のためのシティの拠点として住宅を借りた、というケースである。とりわけ商人にとって、そうした必要性は低くなかっただろう。なかには、借りた部屋を商売の「事務所」や倉庫・店舗として使い、近郊の住宅から、馬車や川船で、そこに「通勤」する商人もいた可能性さえも考えてみることができる。<sup>94)</sup>

職業に関して触れなければならないもう一点は、家主と間借り人の職業がわかるチープ区の調査では、両者が同じ職業のものは1例もない、ということである。この例を一般化できるかどうかは検証が必要だが、間借り人を営業の補助者、協力者として置くことは、少なくともこの区ではなかったといえる。ブロード・ストリート区には、姓の異なる2～

92) CLRO, Misc. MSS., 84.7. no. 9.

93) ラドローについて、この点を立証したのは、Wright, *op. cit.*, pp. 23–24. この都市では間借り人の平均年齢は35歳だった。

94) Cf. Whymper, *op. cit.*, pp. 61–62.

4人の商人や靴屋が同じ家主の間借り人になっている例がごく少数ながら見られる。家主の職業が書かれていないので、家主との職業上の関係は不明だが、彼らは仕事上のパートナーであったかもしれない。しかし間借り人が奉公人や徒弟のように、家主に従属する被雇用者であったとみる根拠は何もない。

市壁外の区には、比較的富裕であっても中心部とは異なったパターンを示す地域があった。その例の一つは、区審問での寄宿人への苦情を検討した際に言及してきた聖ダンスタン区（教区）である。<sup>95)</sup> この区は市壁の西側に広がる広いファリンドン外区の一部で、人頭税時の課税世帯数は市壁内の最大の区にゆうに匹敵する750世帯（間借り人世帯を含む）に達する大きな区である。<sup>96)</sup> そのうち、調査記録が残っているのは3つの街区しかない。<sup>97)</sup> しかも家主と間借り人の名前（ここでも寄宿人は登場しない）だけが記されており、職業をからめた分析はできない。だがこれだけからも、この区ではシティ中心部とは異なったタイプの間借りが広がっていたことが窺われる。

1692／3年の人頭税の時点では、ファリンドン外区全部で745世帯のうち、間借り人世帯は37%（277世帯）を占めていた。シティ全体と比べて大差ない数値である。1683年の3つの街区調査では、間借り人をもつ（家主）世帯の比率は確認できないが、この辺りが目安になろう。次の第5-1表は、抱える間借り人の数によって間貸し世帯（家主）を分類したものである。シティ中心部の例と同様、最も多いのは1人か2人の間借り人を抱える世帯であるが、異なるのは、3人以上の間借り人をもつ世帯の比率がずっと高いことである。家主のうち、寡婦が世帯主の例は19例、その他を含めると、女性が世帯主となっている例は家主全体（142）の15%を占め、中心部よりはその比率は高いが、男性家主はここでも大部分を占めている。間貸しは、家計や家族の状況に応じてなされる一時的なものだけではなく、ここでは男性世帯主のビジネスとして行われていたものもあったことを推測させる。

そのことは、間借り人のステータスからも推定される。間借り人に付された呼称に応じて分類してみると、第5-2表のとおりとなる。「ジェントルマン」と呼ばれるものはいないうが、<sup>98)</sup> 8割近い間借り人には「ミスター」の呼び名が付され、「エスクワイア」呼ばれるものもいた。間借り人は明らかに、地位の高い人々が中心だったのである。しかも間借り人のなかには、7組と少數ながら夫婦ものもいた。子供についての言及は一切ないが、中心部とは異なって、この街区では単身者だけではなく、家族で暮らす間借り人もいた。地方のジェントリにとって、ウェストエンドに近いこの地域に部屋を借りることは、年間の

95) CLRO, Misc. MSS. 87.4. no. 18h.

96) 1692／3年人頭税の第2期査定では間借り人世帯を含め745世帯、第4期では784世帯が課税対象となった。CLRO, Assessment, 112.7 & 38.28.

97) the Precinct next Ludgate, the Middle Precinct, the Precinct next Temple Barr の三つ。

98) 1692／93年の人頭税では、聖ダンスタン教区全体の277人の間借り人のうち、65人（23.5%）はジェントルマン、ジェントルウーマンの呼称が付されている。

第5-1表  
聖ダンスタン教区の間貸し世帯

間借り人数	間貸し世帯数	%
1	38	26.8
2	57	40.1
3	16	11.3
4	14	9.9
5	10	7.0
6	5	3.5
7	2	1.4
合計	142	100.0

第5-2表  
聖ダンスタン教区の間借り人の名称

間借り人の地位	人数	%
Mr.	269	78.7
n.m.	31	9.1
Esquire	24	7.0
Sir	8	2.3
Doctor	5	1.5
Captain	2	0.6
Major	2	0.6
Baron	1	0.3
合計	342	100.0

限られた時期をロンドンで暮らすためには便利な選択肢であったに違いない。

最後にもう一つ、郊外の調査を検討しておこう。先に言及したクリップルゲイト外区の調査のうち、レッドクロス街区の分だけはやや詳しく、住民全員の名前を記載している。<sup>99)</sup> この街区の間借り関係の特徴の一つは、間貸し世帯の多さである。全部で443世帯のうち、半分以上の239世帯(53%)が間借り人をもつ世帯(家主)である。その男女別の内訳を示したのが、次の第6-1表である。間借り人のいない世帯と比べて、また前出の中心部の間貸し世帯に比べて、女性が多いのが特徴である。

第6-1表 レッドクロス街区の世帯

間借り人のいない世帯		間貸し世帯			
世帯主	%	世帯主	%		
男性	189	90.4	男性	187	79.9
寡婦	15	7.2	寡婦	24	10.3
女性	5	2.4	女性	23	9.8
合計	209	100.0	合計	234	100.0

次の第6-2表は、間貸し世帯を間借り人の人数で分類したものである。7割を超える間貸し世帯は1人の間借り人を置くだけで、3人以上も置く世帯は例外だった。この点では中心部の例と類似しているが、間借り人の性格には違いがある。第6-3表はその一端を示している。中心部では間借り人の多くが男性であるのに対し、ここでは寡婦や女性が小さくない比重を占めている。男性のなかにもジェントルマンやエスクワイヤの称号をもつ間借り人は1人もいない。その代り、「年老いた女性」「2人の姉妹」「2人の寡婦」といった添え書きが見られる。間借りや間貸しは、この街区ではとりわけ女性にとって重要な生活上の手立てだった。さらに、こうした家主のもとに身を寄せる老人や寡婦の間借り人は、

99) CLRO, Misc. MSS. 87.4. no. 17a.

家主の隣人であったかもしれない。そのかぎりで、間借りには家主の所得を補足する手段だけでなく、近隣関係内の相互扶助にも一役買うという側面があったと推定してみることができる。

第6-2表  
レッドクロス街区の家主(間借り人数別)

間借り人数	家主数	%
1	168	71.8
2	51	21.8
3	9	3.8
4	5	2.1
5	1	0.4
合計	234	100.0

第6-3表  
レッドクロス街区の間借り人

間借り人	人数	%
男性	235	73.0
女性	6	1.9
夫婦と子供	3	0.9
寡婦	32	9.9
女性	46	14.3
合計	322	100.0

残存する 1683 年の間借り人調査は、一貫性も体系性も欠いた不完全なものであり、そこから明確な一般的結論を導き出すことはできない。だが少なくともこれらの調査は、シティに限ってみても、「間借り」にはさまざまな形態や関係、あるいは機能がありえたことを十分物語っているように思われる。

### 結びにかえて

近世ロンドンの目覚ましい成長は、王権の強い抵抗のもとで実現された。ロンドン人口の急成長を支えたのは、様々な目的で集まる大量の移民であった。それには貧民や浮浪者からジェントリや貴族までが含まれていた。王権はまず、貧しい移民の流入による居住環境の悪化、スラム化、それにともなう疫病の危険を回避する目的で、新しい建築の禁止・制限政策を採用した。だがこうした移民の流入による膨張を建築制限により抑えるという政策には、そもそも矛盾があった。新築制限は住宅供給の不足につながり、それが家賃や地代の高騰を招き、そのために既存の住宅の分割や不法な同居人の増加を促進し、住宅環境の悪化をさらに広げる、という悪循環である。ロンドンの人口増加に対する王室の危惧にはもう一つの側面があった。貴族・ジェントリ層のロンドンへの過度の集中、首都のジェントリ化と地方の衰退、という恐れである。17世紀前半には、これを防ぐための布告も何度も出された。王室の建築禁止・制限政策は、財政収入への関心も手伝って、しだいに換骨奪胎され、その力点を美的な外観を重視した建築基準による規制という方向に移していく。それは、結果的に見れば、ますます「ジェントリ化」に向かう都市にふさわしい水準維持する、都市計画に似た性格のものになっていった。

不足する住宅、高騰する家賃・地代に対する一つの回答は、住宅の一部を賃貸する間貸

しの慣行である。王権は当初、これにも禁止的な措置を講じていた。しかし17世紀末までに、間借り・間貸しはロンドン社会のあらゆる階層にまで広がっていた。貧しい移民の多くがロンドンに住みつく最初のステップは、おそらく「寄宿人」として、他人の家あるいは部屋の一角を借りて暮らすことだった。排除の対象として王権からも地域社会からも否定的ニュアンスを込めて呼ばれた「寄宿人」も、居住の形態の点で貧しい「間借り人」と決定的な差があったわけではなく、広く「間借り人」と呼ばれる人々の底辺を構成するグループであった。

他方で、これとは反対の極にある間借り人には、貴族やジェントリの家族や子弟がいた。彼ら王国のエリート層にとって、首都ロンドンは経済・政治・文化・社交など生活のあらゆる側面でますます欠くことのできない空間になりつつあった。自身で邸宅を所有するのではなく、部屋ないし邸宅の一部を一時的に「借りる」ことは、ジェントリ層が農村に拠点をおきつつ、議会の開催時や社交季節などの必要に応じて、ロンドン生活を享受するための安価で便利な方法だった。それは王権が恐れた首都のジェントリ化と地方の安定を両立させる暮らし方だったともいえる。

スケールは劣るが、貿易商人や法律家など、成長しつつある都市のエリート層にとっても、「間借り」は、シティ中心部の取引所や法学院など高い地代の地域で、生活や営業のための拠点をもつために欠くことのできない手段だった。さらに間借りの暮らしは、独立前の職人や結婚前の若者の多くにとって、ライフサイクルの重要な一局面であったに違いない。あるいは、近所の貧しい女性が提供する貸間は、困窮した病人や老人が頼れる最後の住居だったこともある。その形態、規模、用途には大きな相違はある、人口増加に比して住宅供給が滞りがちなロンドンで、「間借り」は様々な目的や便宜を求めるあらゆる階層の人々に、様々なタイプの居住場所を提供する重要な選択肢として機能していたのである。<sup>100)</sup>

借り手がいることは、同時に、貸し手もまた存在したことを意味する。それもまた様々だった。高額な賃料を支払う用意のある階層が集まる地域では、後の長期滞在型ホテルながらに、間貸しをビジネスとして営む者もいた。あるいは貧しい周辺部で見られたように、「寄宿人」を大勢泊める下宿屋のごときものもあった。市の中心部の店舗を借りる商工業者にとって、間貸しは高い家賃の支払いを補うための重要な収入源だった。さらに間貸し・間借りは、とりわけ女性や寡婦にとって、収入を得るために身近な手段でもあった。間借りの慣行は、この面からも都市生活を円滑に回転させる潤滑油の役割を果たしていたといえる。

---

100) 18世紀後半には、間借り・間貸しはロンドン生活に欠かせないものとなっていた。2階first floorは税抜きの借家料の半分、3階は4分の1というのが通例の借り賃であった。Rev. Dr. Trusler, *The London Adviser and Guide: Containing Every Instruction and Information Useful and Necessary to Persons Living in London and Coming to Reside There* (London, 1786) [ECCO], pp. 1-2.

間借り人は、どのレヴェルであれ、家主と比べておそらく移動性の高い人々であった。その限りで、彼らは「住民inhabitants, housekeepers, householders」と比べて地域社会との関わりは弱かったであろう。<sup>101)</sup> だがそうした流動性は、一方で地域社会の不安定要因となるとともに、他方でロンドンが狭隘なパロキアリズムのパッチワークに陥るのを防ぐ一つの力にもなったとも考えることができる。間借り・間貸しは、成長を止めない首都ロンドンのダイナミズムと柔軟性を担保する、小さいが見逃すことのできない要素だったのである。

#### 略記

CLRO : Corporation of London Record Office (現 Metropolitan Archives) / EEBO : Early English Books Online / ECCO : Eighteenth Century Collections Online / GL : Guildhall Library / ODNB : Oxford Dictionary of National Biography / WAC : Westminster Archives Centre

\* 本稿は、日本学術振興会科学研究費基盤研究（B）課題番号18330075による研究成果の一部である。

---

101) Cf. Harding, 'City, capital, and metropolis', p. 127. 聖ダンスタン区の1683年の調査の342人の間借り人のうち、7年後の1690年の人頭税でも確実に同一人物と確認されるのは2名にすぎない。CLRO, MSS. 6.1. (The Poll Rate for the Parish of St Dunstans in the West, 1690). だがこれらの点については、本稿で論じ残された多くの問題とともに、稿を改めて検討しなければならない。